



健感発第 0731001 号

平成 19 年 7 月 31 日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

ドッグランにおける犬の取扱い等について

日頃より狂犬病予防対策にご尽力いただき感謝申し上げます。

ドッグラン（犬の運動場）については、住民サービスの観点から近年、その設置が増加している一方で、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）の規定に基づく鑑札及び注射済票を着けていない犬が入場するなど同法が遵守されていないことに関する情報が寄せられています。

飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施については、平成 19 年 3 月 2 日付け健感発第 0302001 号「狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」、平成 19 年 5 月 1 日付け健感発第 0501001 号「狂犬病予防法に基づく抑留業務等について」などにより要請しているところですが、貴管内のドッグラン設置者等に対し、鑑札及び注射済票を犬に着けるのは飼主の義務であり、着けていない場合、当該犬は抑留の対象になるとともに、飼主に対しては罰則が適用されうる旨を周知されるよう依頼するとともに、当該犬を認めたときは抑留する等の適切な事務を実施されますようお願いいたします。